

総務文教常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年12月14日（水）午前9時59分～午後2時02分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 高山敏也委員長、山宮敏夫副委員長、金子浩隆、青木一郎、戸部 博、小野塚正樹、星野佐善太 各委員
- 4 事務局 原事務局長、田村次長兼庶務係長
- 5 当 局 安藤総務部長、織田澤総務課長、星野企画政策課長、星野利根支所長
北澤教育部長、横山教育総務課長、角田学校教育課長
- 6 傍 聴 者 高柳勝巳議員、上毛新聞社記者1名
- 7 会議概要

(1) 開 会（司会：田村）

(2) 委員長あいさつ（高山委員長）

コロナ第8波が襲来しているということで、非常に感染されている方が多くなっていて心配されているところである。

また、本会議で今回15人の一般質問者が質問されたということで、沼田市議会の活発さのひとつの表れだったのではないかと。また、新市長に対するいろいろな期待というものが出たという議会であったように思う。

本日は、重要な条例の審査が付託されているので、皆さんにおかれてはスピーディーかつ慎重にご審議いただければと思う。

(3) 議 事（進行：高山委員長）

ア 付託議案審査

議案第79号 沼田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第80号 沼田市個人情報保護審査会条例の制定について

委員長：本日は傍聴の申出があったのでこれを許可する。

それでは、(1)の付託議案審査に入る。

去る12月6日の本会議において、本委員会に議案第79号 沼田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び議案第80号 沼田市個人情報保護審査会条例の制定についての2つの議案が付託された。本議案については関連があるので、一括して当局より説明を求めたいと思う。総務課長、お願いします。

総務課長：それでは、議案第79号 沼田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、並びに議案第80号 沼田市個人情報保護審査会条例の制定について、2件一括でその概要をご説明申し上げます。

今回の2本の条例制定については、先の10月の委員会でご説明したとおり、デジタル化社会の進展に伴い、令和3年度に個人情報の保護に関する法律が改正され、来年4月に施行されることに合わせ、上程をさせていただいたものである。

お手元のA3サイズの資料をご覧ください。

まず、沼田市個人情報保護に関する法律施行条例案の概要についてであるが、左側の中段、2の制度改正の概要についてである。そこに制度改正のイメージの表があるかと思うが、左の部分にあるとおり、改正前の個人情報法については、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者の3者についてそれぞれ別の所管、法律が適用されている。また、各自治体については個人情報保護条例を制定し、各市町村等ごとにそのルールを策定してきた。

今回の改正により、表の右の部分にあるとおり、新たに一本化される個人情報

の保護に関する法律の適用を全て受けることになる。沼田市を含む地方公共団体についても、現行の条例を廃止し、条例で定めることが必要なもの、また許容されるものについてのみ、新たに制定する条例の中で規定をすることになる。

次に、資料の右側上段になる。4の主な条文の概要についてご説明申し上げる。

今回の条例で規定する主な条文としては、赤字で4つ列記をさせていただいている。

(1)が開示請求に係る手数料、(2)が個人情報保有事務の登録及び閲覧、(3)が開示決定等の制限、そして(4)が審査会への諮問となる。各条文については、概ね現行条例を引き継ぐような形になっている。

次に、その下の下段になる。沼田市個人情報保護審査会条例案の概要についてである。現行の沼田市個人情報保護条例の第5章の中に規定している沼田市個人情報保護審査会の規定について、現行の条例を廃止することに伴い、改めてこの審査会の部分を制定するような形となっている。

その下の2の主な条文の概要をご覧いただきたい。

規定する主な条文としては、2つ列記をさせていただいている。

(1)が審査会の設置及び取扱事務、主に審査請求等になる。また(2)は、委員の任期についてであるが、委員のある程度の専門性等を踏まえているので、今回の制定をタイミングとして、任期については2年から3年に変更している。これについても概ね現行の規定を引き継ぐものになっている。

簡単であるが、概要については以上となる。

委員長：それでは、当局からの説明が終わったので、順次質疑を受けたいと思う。

なかなか国の定めた個人情報保護の法律についても、我々はあまり詳しくないので、理解するのが少し難しいのかな、と思われたので、通常であると質疑については3回で打ち切るという形になっているが、とりあえず今までどおりの3回ずつの質疑にして、一旦終了し、さらに疑問点が出たような場合については、追加的に受けたいと思うので、そのような進捗でやっていきたいと思うのでよろしくをお願いします。

最終的には、付託された議案について可決、否決を採りたいと思うので、その辺を考慮していただいて、質疑をお願いしたいと思う。

それでは質疑に移りたいと思う。順次受けたいと思うので、質疑のある方は挙手の上をお願いしたいと思う。

ないか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、副委員長、代わっていただいてよろしいか。私から質疑をさせていただきたいので。

副委員長：はい。高山委員長。

委員長：それでは、いくつか質問させていただきたいと思う。

まず、法律で定める個人情報の保護に関する法律等があって、それを受けての条例ということになり、形とすると、手続き的なものを条例で定めるというような感じがしたのであるが、そういった見方でよろしいのかどうなのかというのが1点。

それから、新条例の第3条で、規則で定める事項を記載した個人情報保有事務登録簿という、我々が普段聞き慣れない言葉が出てくる。私はちょっと聞き慣れない。

初めて見たのであるが、この規則で定めるというのは、現行の規則、現在ある

沼田市の条例を受けて、個人情報保護条例施行規則というものがあるのだが、この施行規則というのはそのまま本条例が変わったとしてもそのまま適用になっていくのか、ということをお聞きしたいのと、具体的にこの登録簿というのが施行規則の中に様式第1号とか、様式第1号の2というのが出てくるのだが、これを指すのだと思うのだが、このコンピュータ化の中で、この事務登録簿、皆さんも多分見たことはないと思うが、当局の方はご存知だと思うのだが、そこにいろいろチェック欄が付いているのだが、このチェックとコンピュータが連動していき、この登録簿というはある意味検索というか、目次みたいな形になり、私のイメージだとそこをクリックしていくと個人の情報に入っていくのかと、そのようなイメージを持っているのだが、さもないとアナログ的にこの中にこの登録簿の中身として、紙ベースなりで編綴されていくものがある、その辺のイメージがつかないので、この登録簿と個人情報との検索関係というか、実際にどういうふうに使われているのかということをお聞きしたいのと、個人情報が開示される場合に、登録簿との関係、その辺。

それから、登録簿というものが分からなかったので、インターネットで調べてみたのだが、群馬県は出ていなかったのだが、他の県とかも出ていて、沼田市の登録簿とはかなり違うようなものがあるのであるが、この登録簿というのは、要するに自治体によってそれぞれバラバラで作られるものというふうに認識したのであるが、そのような認識でよろしいのか、ということと、それから議会に関しては今回議会でやはり個人情報に関するものを条例で定めていくが、職員に関してはこの条例に適用が除かれているように思われるのであるが、その関係についてもちょっと説明いただければと思う。

いろいろ盛りだくさんで申し訳ないが、願います。

総務課長：委員長のご質疑にお答え申し上げます。

まず、1点目の手続きの関係についてである。今回、国の方で法律が施行され、その中で定める部分というのが法律の中で決まっている。実際に今回も条例の中で、先ほどご説明したが、主に4つの項目を規定している。それ以外に、例えば市町村ごとに運用が異なるとか、そういった部分の手続きについては、今後審査会等でそういった内容を実際にかけた後、そういったルールを決めていくような形になる予定なのであるが、まだ実際に具体的にどうするかというところまでは検討段階である。ただ、手続き的な項目を市町村独自で定めるということは、今後あるかと思う。

それと、当方で持っている規則の関係であるが、今回、条文の中でも規則を定めるというような条文も入っているので、今回条例を施行するとき規則も新たに制定する。よって、既存の規則については一旦条例と同様に廃止してまた新たな規則を作るので、その中で今ある規定をもう一度見直すような形を予定している。

それと、3点目であるが、今現在使っている個人情報保護の取扱事務の登録簿についてであるが、現在この登録簿については、沼田市の方で個人情報を取り扱う項目は概ね800件弱ある。この登録簿については、主に取扱事務の名称等、そういったものは当然入っているが、個人情報の記録項目ということで、例えば個人情報における思想や信条、信仰、生活状況、職業などの項目について、個人情報を取り扱うものについては全てチェックするような形の様式になっているので、そういった様式を、実際には今現在は閲覧という形になっているので、例えば市民の方が閲覧したい場合については、窓口の方に紙ベースで約800件弱あ

る登録簿が用意されているので、それを現在閲覧しているような状況である。これを今後どうするかということなのだが、これについては今後個人情報ファイルというような形で国も整理をするような形で法律で規定しているので、1,000件以上については個人情報ファイルというような位置づけでいる。今、お話ししたその登録簿については1,000件未満、個人情報は本人の数になるが、1,000件未満のものについては引き続きこの登録簿を継続して使う。ただ、この検索のやり方についてはまだこれから規則を作る関係で、今は検討段階である。今現在は、紙ベースで閲覧ができる状況であるが、1,000件を超える個人情報のファイルの方と同じような取扱いをするかどうかは今現在検討しているところである。

それと、この登録簿の作り方であるが、各自治体ごとにとというような形になるかということであるが、概ね国の方で今のガイドラインが行政向けに今提示をされている。基本的には、今ある登録簿を継続するような形で、実際そこに示される項目等についてはある程度各市町村共通になるような形になるかと想定をしている。

それと、議会と市の職員との関係性についてであるが、議会については法律の中で議会を適用除外するという形になっているので、議会の方は、当方の条例のような作りではなく、全文全て書き入れるような、ちょっと長くなる条文であるが、今まで当方が条例を制定していたような形で、適用除外になるので1から全部作り直して議会の方は作っていただく。ただ、市の方については法律から自治体の方に委任されている部分だけを行うので、なぜ議会を適用除外にしているかということについては、やはり法律の中で、例えば裁判所とか国会等については、やはり行政機関の中から適用除外されているので、今回の法律が施行されるタイミングでやはり議会も、今まで当方の実施機関の中に入っていたのであるが、今回はそういった観点から、議会はおそらくそのような考え方の中で適用除外されたような形になったかと思われる。

以上になる。よろしく願います。

委員長：やはり、よく分からないのだが、この登録簿の中で先ほども出たのであるが、ぎくっとするような、思想信条及び宗教に関するものというチェック欄があるのだが、先ほど800件とか1,000件とか言ったのだが、それは例えば私などもその個人情報登録簿というものが作られているのかどうか。そして、例えば思想信条のところをクリックすると、高山はどこかの宗教に入っているとか入っていないとか、そういうところに繋がっていくのかという、その辺がよく分からないのだが。またこの登録簿というものがどういうときに作られていくのかということをお教えいただきたい。どういうときに作られ、先ほども言ったように、クリックするとすぐネットで繋がっていくような、データベースの中に入っていくような行動になっていって、それがどういうときに使われるのかというのを教えていただきたい。

そして、規則が新たに作られるということなのであるが、規則というのは議会で承認の対象外になってくるわけである。ただ、条例を具体的に実施していくのは規則によってされるわけであるので、その規則の重要性というのはいかなりあるのではないかと思うのであるが、例えば議会で承認がなくても全て常任委員会に提出されるとか、そういうようなお考えがあるのかどうか、お伺いしたい。

それから、議会については三権分立ということもあるので、行政の方から縛るというのは相当でないということは分かるが、職員についてはやはり除かれてい

るところがあると思うので、その辺ちょっと説明がよく分からなかったので、再度お願いしたいと思う。

それから、閲覧のところであるが、一般の閲覧に供するというような形で書いてあるのだが、この一般という意味がよく分からないのだが、これはもちろん誰でもということではないと思うのだが、その辺の説明をいただければと思う。

総務課長：ただいまの再質疑にお答え申し上げます。

まず、登録簿の関係であるが、これについては、あくまでも個人の取扱いを、その名前とかを例えば高山あるいは中村とか、そういう名前を登録簿の中に入れている運用ではない。沼田市で各業務、例えば区長会業務で個人情報を扱っているような場合については、その区長会の事務の中で個人情報を扱っているのであれば、そういったものが例えば一人ひとり、誰がどうのこうのということの記載ではなく、取り扱っている情報が、例えば生年月日が入っているとか、年齢が入っているとか、そういったような形の取扱いになるので、一人ひとりの固有名詞が入っているような登録簿の取扱いはしていない。よって、その作り方の先ほどのようなご質疑であるが、作り方としては個人情報を取り扱う各業務ごとに表にチェックしていくという形になっているので、実際に今条例施行規則の中に様式が設けられているが、その様式の中には個人名を書く箇所等はないので、そのような形での運用になっている。

それと、規則の重要性ということで、委員会の方に提出するかどうかというような形であるが、これについては、規則は一応市長部局の規則になるので、通常法規審査を通した段階で、例えば全体になるかどうかは別として、情報提供ということである程度固まった段階でお渡しというか、提供するような形は可能だと思うが、今まで規則等を委員会に提出したというケースがあまりないので、その辺については検討させていただきたいと思う。

それと、先ほどの職員を除くかどうかということであるが、実際その職員という、当方が今回作る条例については当然市の機関ということなので、市役所で働く職員については全て該当する。あと、議会の方については、職員というのは市の機関、議会としての取扱いをするので、そこは今回制定される条例の中でどのような取扱いをしているかはちょっと私も存じ上げていないが、当方で取り扱う条例については全て職員等の適用が規定の中に入っているというような解釈で規定をさせていただいている。

それと、一般に供する、閲覧することについてであるが、これについては閲覧であるので誰でも見ることは可能である。よって、先ほどお話ししたとおり、そこには個人的な固有名詞が入っていないので、そういった観点からどなたでも閲覧は可能である。

以上である。

委員長：分からなかったが、いくらか見えてきたような感じがする。

まず、職員に関しては、新条例の第3条第3項第3号のところでの解釈がよく分からなかった。市の機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報保有事務、を適用しないということになっているので、この意味が分からなかったので、申し訳ない。第3条第3項第3号について説明願う、と言えよかったのだが、それをお願いしたいと思う。

それから、この登録簿というのは、あくまでも個人単位のものではなくて、市の業務で扱っている情報というような、そういうふうな解釈すればよろしいわけであるか。どうも個人情報となると、あくまでも高山敏也の個人の情報というよ

うな形があって、思想、信条までコンピュータの中に載っていくのかな、というようなイメージがあったので。そういうものではないのか。その辺をもう一度確認させていただければと思う。

総務課長：再質疑にお答え申し上げます。

先ほどの、第3条第3項第3号、市の機関の職員又は職員であった、のくだりでよろしいか。ここの部分については、市の機関ということであるので、沼田市役所の職員、または職員であった者、これについては、退職された方、そういった方も該当するような形になる。

それと、個人の取扱いについて、登録簿の関係であるが、あくまでも業務でどういった取扱いの個人情報をしているかということ登録簿でご確認いただくようなイメージになるかと思う。

以上である。

委員長：それでは、進行を委員長の方に戻す。

ほかの委員の方、何か質疑があったらお願いします。

金子委員。

金子委員：なかなか難しい内容なので、分かりやすくお聞きするので、分かりやすく説明していただければと思うのだが。

デジタル社会の進展に伴い、個人情報の保護とデータ流通の両立が必要になったために、法律が改正される。それで、法律が改正されるから、条例も改正しなければいけないという流れだと理解しているのだが、デジタル化の進展とひと言で言っても、どこがどういうふうに不具合があったから法律を、どこの部分をどういうふうに直したのかということが、やはりなかなか見えないのである。それで、だから条例を変えるのだということだと思うのであるが、主な条文の概要というところを見ると、現行条例と同様、現行条例と同様、現行条例と同様ばかりである。それでは改正していないということになると思うので。だからどこが不具合で、もう時代の流れでデジタル化が進展し、どういうふうにこの個人情報保護法に不具合が生じて、どういうふうに直すのか。それに従って沼田市はどこをどういうふうに直すのかというところを、私のような者でも分かるようにご説明いただければありがたいかなと思う。

それともう1点、個人情報保護審査会条例の方なのだが、これは今までこの条例はなかったということか。趣旨というところを見ると、沼田市個人情報保護条例を平成17年6月に制定して平成18年の施行以降、同条例に基づき運営してきたが、今度は法律の改正に伴って、という形になっているので、今までの個人情報保護審査会という組織はあったのか、またなかったのか。基本的に現行の審査会体制及び運用を継続するものである、とあるから、あったのだと思うのだが、そのところのどこをどういうふうに直すのか、任期を延ばすだけなのか、そのところを申し訳ないが私にも分かるように説明していただきたい。お願いします。

総務課長：ただいまの金子委員の質疑にお答え申し上げます。

まず、デジタル化の進展に伴って個人情報の保護とデータの流通の両方の観点から今回法律が改正されたということであるが、一番の法律が改正された目的であるが、2,000個問題というような形で世間では言われているが、一番のまず改正に至った経緯というのは、各自治体ごとに条例を制定したということで、まず条文の解釈、組立てがそれぞれ、大きな流れの中では一緒だと思うのだが、それが若干ばらつきが出ることによって、それがまた解釈が変わるといったような形になるので、その穴埋めをするところでまず法律の方が今回改正されたという

ことになる。

ただ、今回、個人情報の保護の観点についてはある程度理解できるのであるが、逆に今回デジタル化の推進ということでデータの流通というところがあるのだが、これについてはどちらかというと今の民間企業側、公的な部分ではなく民間の部分の方の利用形態をさらに活性化させる、ビッグデータみたいな形になると思うのであるが、そういったものも利用することによって、やはり市町村が個人情報をたくさん持っているので、その垣根を払うということで、個人情報を保護しながらデータは一部流通させるとは、ちょっと分かりづらいところであるが、具体的には今回法律の改正があった際に、例えば当方の個人情報の中で、例えば名前、生年月日、性別、そういったデータがあった場合に、今度民間側から仮にそのデータが欲しいといった場合に、今までは個人情報については一切個人以外、同意を求めるとかは別であるが、通常では出さなかったのであるが、民間側がこういったデータを活用することによって、例えばこういった顧客が、リストができるかという、そういったデータに使うには、市町村側の例えば氏名と生年月日、性別が例えばあった場合に、例えば生年月日を消して、例えば氏名の名前だけを消して、そういった加工したものにした段階で民間に渡すというような形ができるような規定に、今回国の方の法律が改正されている。よって、そういった観点からデータベースというのが、どちらかというと公的側ではなく民間側から、そういった個人情報を一部加工したのを使うことによってある程度利活用できる、そういったところがある程度今回のデータの流通というような部分になるかと思う。

ただ、沼田市の場合については、今回このデータを加工して外部に出すという、今回条例で定める規定のところにあるのだが、今回当方はそこは定めない予定なのであるが、実際にここについては、今回県とか政令市についてはそこに踏み込んだ形で条例を制定するような形になっているが、当方はまず実際にどれだけ民間の方からデータの需要があるかということ、今の状況を見るとそういった問い合わせも一切ないが、個人情報を保護する観点から、流通だけを優先することによって安易に個人情報を出すということは今の時点でちょっと考えられない。ただ、今後そういった規定が入ってくるので、データを今後加工して出していくという、ある程度利便性も兼ねているが危険性も伴うような形もあるので、そこは慎重に判断したいと思う。

そういった部分が、データの流通、利便性を図るということで、国の方が今回改正をした趣旨だと考えられる。これはあくまで一つの例である。

それと、審査会についてであるが、審査会については今の条例、現行条例の中の第5章の中に沼田市個人情報保護審査会というものの設置規定がある。よって、今回の資料の中ではほぼ引き継ぐ形という言い方で、ちょっと説明が足りなかった部分があると思うが、機能的なものはその第5章の部分の条文を今回新たな審査会条例の中に引き抜くような形で規定をしている。その中で任期を2年から3年に変えたということになる。

ただ、それ以外の機能は、今回の条例制定によって何が変わったかということであるが、国が今回個人情報保護委員会というものを内閣府の外局に設けたのだが、今回その外局の委員会が今回の法律の一元化に伴い、いろいろな運用の取扱いの総括をする委員会になっている。よって、当方が持っている審査会とのその位置付けの関係性であるが、国は一元化によってできるだけ条文のばらつきや運用上の解釈の違いを出さないようにということの趣旨で、ほぼその権限を内閣

府の外局であるその委員会に持たせている。

当方の審査会で何をやるかという点、通常今までやってきた審査請求については継続し、審査請求を諮問いただいて、その審査会で受ける。

今回、その審査請求については当方だけではなく、今回議会の方で制定する条例の中でも、実際に不服申立ての審査請求が出てきた場合については、当方の条例で規定する審査会の方で審議を図るような形になっている。よって、審査請求については、まずそこで今までどおり必ず受けるというのが1点。

それともう1点なのだが、国がその外局の委員会を設けたことによって、市町村の審査会には余計な解釈でできるだけ負担をかけたくないというような趣旨もあるのだと思うのだが、そういった今までの細かな解釈による審査会にかけられる案件は、類似的なものについては一切当方の審査会にはかけなくても良いというような形に今回なっているので、そういったものを考えると、今回当方で規定する審査会の事務負担分については、ある程度軽減はされるかと思う。そこは大きな違いになるかと思う。

ただ、今回例えば、冒頭委員長がおっしゃったように、手続き的な話、今までばらつきがあった中で、法律が一元化されたということで単に法律に委ねるというのではなく、今までばらつきの中で各自治体で運用してきたルールが当然あるので、そういったルールについてはある程度の在り方とか基準を当方の審査会にかけられるような形になる予定である。よって、総括してこの審査会は継続はされるが、事務的な最終的な判断をする部分については、内閣府の外局がある程度一元化により受けるので、負担は軽減される、そういうようなイメージでいる。

ただ、まだ県の方も現在規則等の調整に入っており、当方もまだこれから規則を調整するので、条例の部分はこれで条文が確定するが、細かな運用についてはこれからもう少し情報収集しながら組立てをしていきたいと考えている。

以上である。

金子委員：大変分かりやすい説明に感謝する。

分かりやすい説明だと思うのだが、分かりにくい話なのだが。

先ほど委員長の質疑の中にあつた、個人情報保有事務登録簿というのがある。約800件強あるということなのだが、先ほどの説明で、民間への情報提供、これが今後行われていく中で、一般的に我々素人は、個人情報という先ほど説明があつた事務登録簿の方に入っている個人情報ではなく、生年月日、名前、そういったところ、宗教だとか思想信条、そういったものを個人情報だと思うのだけれど、そういったものに関しても民間への情報が流出していくとなると、それを今プールしている、持っている情報というのはやはり沼田市にあるものなのか。それがこの改正によって民間への情報提供がしやすくなるということになるのか、それをまずお伺いしたい。

それから、審査会の方なのであるが、審査会の体制が現状行われていて、それが引き続き任期が延びて行われるということなのであるが、今回の改正によって民間への情報提供ということをやつて良いのかどうなのかというものがこの審査会の方に向けられるということになっていくのか。

その2点、ちょっとお伺いしたいと思う。

総務課長：再質疑にお答え申し上げます。

まず、信条とかそういったセンシティブな情報の管理についてであるが、実際これから民間の方にデータを加工したものを渡すというのは、今の段階で沼田市としては次の段階であり、その条文規定というのが県とか政令市については今

回義務規定になっている。沼田市等の市町村については努力義務になっているので、ここを一步踏み込んで各市町村レベルが規定をするというのは、今回からやるのは多分かなり少数だと思う。

その取扱いであるが、実際にこういった形で加工するのか、またこの加工の仕方については大前提は復元できないように加工をすることが大前提になっているので、そういったことの中で加工する項目ということになれば、本人であることが識別できないというところを確実にした上でお渡しするので。ただ、センシティブで本当に個人情報の個人情報みたいなものを出すかという部分は、当然そこは保護されると考えている。よって、そこを含めた形で今後そういったところの部分の運用は、まだ本当に研究段階であり、検討には入るがまだ研究段階ということでご理解いただきたいと思う。

それと、審査会において民間へデータを渡すことについて等の部分であるが、先ほどその条文の話になったが、その規定は当方では条例に入れていないので、今回のこの審査会についてはこの条例を改正するときについては審議に諮るという形で規定されているので、第一前提としてそういった形の改正をする直前でもかけるが、その前段でこういう作り込みをするかという判断を問う段階でもその審査会には当然諮るような形になるかと思う。

以上である。

金子委員：最後に、この個人情報保護条例が改正になった、今後市民の皆さんがこういうことをやったら条例違反になる、例えばSNS等で個人を誹謗中傷してはいけない、これに入るかどうかはまだ私には分からないのであるが、そういった条例違反になる、それはやってはいけないという、そういう分かりやすいガイドマップみたいなものを市民に提供していただけたらなと思うのであるが、その点についてお考えをお聞かせ願いたい。

総務課長：再質疑にお答え申し上げます。

今回の条例改正については、議会の方で今回制定されるような全文を取り上げるような条例ではなくなってしまう。よって、今まで当方の個人情報保護条例についてはほぼ全文議会と同じような形であったので、今回該当するところだけの抽出をする条例になっている。従って、条例だけ見てもおそらく法律を読まないところと分からないところがあるから、そこは分かりやすい市民周知という観点からは、当方も少しそこを工夫したいと考えている。

以上である。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：個人にとっては、考え方が難しい問題である。情報というのは、どのように集めるのか。個人情報は、これがもし漏洩された場合はどういう責任を取ってくれるのか。例えば、氏名、生年月日とか。これらを削除して提供するのだと。必ず漏洩というのは起きるので、その辺の責任の範囲については、誰がどのように取るのか。

総務課長：ただいまの星野委員の質疑にお答え申し上げます。

個人情報については、ご承知のとおり生年月日なり、お名前、住所、年齢、そういったことの中で個人情報の取扱いになるので、通常の情報とは異なり、その取扱いについては十分配慮していきたいと考えている。

それと、情報の漏洩であるが、法律に漏洩についての罰則規定があるので、それに準じて厳正に対応していきたいと考えている。

以上である。

星野委員：分かった。しかし、漏洩された場合は、どこがどういう責任を取るのか。情報収集については、これは誰がどういうふうに自分の情報、氏名等を記入したものを情報として収集するのか。

総務課長：情報漏洩についてであるが、発覚したときにどういった経路で、漏洩についてどう判断するかというところであるが、今回の国の法律の規定の中には、その情報漏洩について各市町村がその地域の状況に応じ、そういったケースに対して基準を設ける場合は、審査会に諮るという規定があるので、未然防止という観点もあれば、起きてからの対応もあるので、その辺の基準については今後検討していきたいと考えている。

以上である。

星野委員：その情報の収集というのは、配られた紙に自分で書いた分だけのことの収集か、その他にもあるのか。情報収集。

総務課長：再質疑にお答え申し上げます。

情報の収集であるが、個人情報の観点からということになるか分からないが、例えば漏洩が発覚するような場合について、市民の方からそういった問題が出てきたような場合については、個人情報保護するという観点でその事務に携わることにはあるが、それについて未然に防ぐということになれば、個人情報の観点だけでなく、市としてどう対応すべきかということを考えて検討していきたいと考えている。

以上である。

委員長：ほかに。

戸部委員。

戸部委員：沼田市個人情報保護審査会条例において、主な条文の概要の中で、委員の任期、2年から3年になるということは分かったのだが、人数は何名くらいで任命権者が誰なのか。それと、どのような人たちを選任するのか、その辺を教えてください。

総務課長：戸部委員の質疑にお答え申し上げます。

まず、人数については、組織として5名以内という規定があるので、5名以内で今後も運用していきたいと考えている。任命権者については市長の委嘱になるので、規定どおり市長が委嘱する形になる。

それと、どういった方が職に就くということであるが、今現在のその委員会の中でも5名いらっしゃるが、その中では弁護士、税理士、あるいは行政経験者、あるいは商工会議所等関係者、あと女性等もいるので、今現在はその委員さんを継続して条例の施行以降も構成メンバーとして予定させていただいている。

以上である。

戸部委員：よく分かった。

やはり、この辺はある程度専門知識を持った人でないとできないということか。多く広く皆さんに知れ渡ったり、いろいろするには、市民からも1人とか2人とか、そういう人たちも選んだ方が良いのではないかと思うのだが。本当に専門分野の人しか選ばれないということについて、教えていただけるか。

総務課長：再質疑にお答え申し上げます。

専門知識があるかどうかということであるが、実際、構成される5人の中には、専門的な知識、当然弁護士、あるいは税理士、行政経験者がいるが、商工会議所の役員の方とか、女性代表で今農業されているような方もいらっしゃるの、全

員が専門的知識がないというのはちょっと障害が出るが、そういった部分での構成の割り振りについては、ある程度は考えているので、実際そういった構成で今のメンバーも動いているので、その辺については必ずしも全員が専門的にそういった法の部分に明るい方に限らないということもあるので、ご理解いただきたいと思う。

今、お話ししたのであるが、今現在メンバーで構成されている方であるが、分野としては産業界ということで商工会議所の専務理事、それと女性の関係ということで元群馬県農政審議委員の方、それと有識者ということで税理士の方、それと繰り返すが行政経験者ということで、この方は県のOBになる。それと最後、弁護士ということで、横山弁護士にお世話になっている。

以上である。

戸部委員：分かった。

その辺を含めて、公募で募集するということはどうなのか。最後に聞きたいのだが。これをやりたいというような人を広く公募して、1人とか、2人とか。その辺を考えたことはあるか。その辺を最後に聞きたいのだが。

総務課長：再質疑にお答え申し上げます。

公募をするかどうかということであるが、ちょっと今現在では公募の方は考えてはいない。ただ、そういった一般市民の方にも活躍いただくという観点からは、そういったことも今後研究していきたいと考えている。

以上である。

委員長：ほかに。

ないようであれば、先ほど冒頭で申し上げたが、通常であれば3回までということに限っているが、本会議に報告ということもあるので、もし追加的に質疑があれば受けたいと思う。

星野委員。

星野委員：大体分かった。

この事務局的存在は、ここにも明記されているが、総務課のどこか。専門的なものを作るのかどうなのか、1点お願いします。

総務課長：星野委員の質疑にお答えを申し上げます。

今現在、この担当というか、業務に携わっているのは総務課文書法制系の職員である。

審査会等の事務も、事務局的な役割として引き続き総務課の文書法制系の職員が行う予定であるので、今のところその形で役割分担をし、今後も進めていきたいと考えている。

星野委員：結構だと思うが、これはしっかりとした職員を的確に選んでいただかないと、漏洩の関係については大変厳しいと思うので。その点を心に留めて当たっていただきたいと思う。

結構である。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、私から。

副委員長：委員長。

委員長：お伺いしたいのだが、確認的な意味であるが、法律において、データを加工して民間の方に提供すると。そういったデジタルの流通及び活用ということが予定されているようであるのだが、当市においては今の段階ではそれは考えられてい

ないと。検討されていないということであるが、これがそういった方向に向かうとなるときには、この条例の中に謳い込まれるのか。要するに、条例改正があるのかということが1点。

それから、イメージとして先ほど回覧させていただいた、今の規則にある登録簿、規則にあるものをインターネットから打ち出してきて皆さんに見てもらったのだが、こういったものが事業ごとに作られているということであると思う。例えば、分かりやすいのは、医療保険事務や介護事務などにおいて、いろいろとデータが来ると思うが、そこにはもちろん氏名とか年齢とかが入っているわけだろうが、例えば68歳の人が、私が68歳なのだが、どういった病気が多いとか、または介護などの関係でデータ的に見るとどういった症状があるとか、そういった情報というのが民間にとって、医薬品関係等民間にとって非常に大事な情報になるということだと思っただが、そういったものをデータ化して氏名を消して流通させるということがデジタルの流通化というふうに今確認をしたと思っている。保険事務なら保険事務の中でいろいろとデータを集積させていく、それに対して個人情報保護の法律が適用されていく、というような解釈で良いのかどうか、できれば補足説明なりをいただきたいのであるが。

総務課長：委員長のご質疑にお答え申し上げます。

まず、データ加工、今後の予定とかについてであるが、まず間違いなくデータを加工し外部に出すというような段階では、これは絶対に条例改正が必須になるので、必ず条例改正を行う。

それと、先ほどご心配いただいている登録簿の関係であるが、登録簿の関係については、1,000人以上の場合は個人情報ファイル簿、1,000人未満の場合は、先ほどの登録簿になるのだが、あくまでもその管理をするという部分については、その業務をどういったものに使っているかであるから、本当はその中身、例えば氏名が入っているとかそういったリストについてを外に出すという形でのファイル簿なり、登録簿の管理ではない。表紙だけである。

ただ、そのデータを外に出すときについては、そういった部分の当然データがなければそれを出す意味がないので、そこはどういうふう加工してどういうふうに出していくかというのは、今現在出す予定はないが、今後の課題になるかと思う。ただ、慎重にその部分については、当方でも検討したいと考えているので、ご心配いただく部分がないように努めてまいりたいと考えている。

以上である。

委員長：法律をよく理解していないのでよく分からないのであるが、その登録簿、最初は1,000件とか800件とか言ったが、今は1,000人という言い方をされたのであるが、要するに、事務で扱っている対象の市民が1,000人なり800人ということなのか。それで、この事務登録簿について、例えば私が800人の中に入っているとすれば、この登録簿に基づいてデータは集積されていくのかと。その辺がまだよく分からない。その登録簿と個人の個々の情報、個人の個々の情報がなければ、意味もないと思うので、本当にちょっと分かりづらくて申し訳ないのだが。

それと、先ほど審査会の話が出たのであるが、現在の条例であると、審査会の中で審査請求が良いか悪いかというような判断を多分されると思うのであるが、新しい条例が施行されるとそういった個別の情報開示について良いとか悪いとかというのは、判断されなくなるわけか。

その2点について。

総務課長：再質疑にお答え申し上げます。

まず、ちょっと私の言い方が分かりづらかったと思うのだが、当方で今現在、現行条例の中で取り扱っている登録簿については、現状約800件弱ある。その800である。

それと、今回条例が施行されると同時にどのような運用になるかという形の中で、1つの業務の中で1,000人以上のデータを持っている場合については、個人情報ファイル簿というような形の取扱いをする。1,000人未満の場合については、今取り扱っている取扱登録簿、ここも取扱ではなく保有という言葉を使うのだが、内容は変わらないのであるが、それが1,000人未満の場合に使われる。

ただ、その個人情報の取扱いなのだが、あくまでもファイル簿も保有登録簿も、こういった業務をしていて、こういった情報が収集されるかということでの一瞥みたいな取扱いになるので、ただその中にいろいろなりリストとかデータが当然あるが、その管理の部分についてを公表するということはない。その管理については当然各担当課が、個人情報の観点から内部であっても外に出す情報でない場合は出せないなので、あくまでもその頭の部分を管理するようなイメージである。

ただ、具体的な運用の流れは、今後規則等で定めるなり、これから県の方から情報が来るので、そこは今後検討していく予定である。

それと、審査会の取扱事務の関係であるが、今回、現行条例の中の審査会から新たに審査会だけを引き抜いて条例化するのだが、その中で取り扱う審査請求なり、それぞれの事案についてであるが、基本的には先ほど申し上げた内閣府の外局で委員会ができるので、今までの1件1件ごとの類似的な、類型的な案件をその都度取り扱うことはできないという形で国の方から示されているので、個別案件を取り扱うということは今の想定の中ではほぼないというような形になるかと思う。

以上である。

委員長：それでは、最後にもう1点、条例の中で、個人情報というと漏洩とそれに対する罰則というようなことが想像されるのであるが、罰則規定がないのだが、それはやはり法律の中の規定により罰せられるというようなことの解釈でよろしいのか。

総務課長：先ほどの罰則の関係であるが、個人情報保護の審査会条例の第12条、一番最後の附則の前であるが、第12条の方で秘密を漏らした場合の罰則規定等があるので、これに準じて処分がなされるかと思う。

この罰則規定については、現行条例と同じ量刑になっているので、量刑については検察庁協議を行っており、変わらずという形になっている。

以上である。

委員長：進行を委員長に戻す。

ほかに。

青木委員。

青木委員：今までのお話を聞いて、私なりに整理というか、どういうものなのかというのをイメージしていたのだが、その中で、政令指定都市まではもう義務化になるのだと思う。市町村は努力義務、というお話があったのだと思うが、令和5年4月に今まで自治体の取扱いにばらつきがあったので統一し、データ管理をやすくするというのは分かったのであるが、その中でデータを流通させていきたいということだと思うが、そうするとイメージ的にはどうしても個人名だとか、生年月日だとかというものが無いと、民間が活用するようなものというイメージ

できない。

例えば、市町村に対しては必ずまた条例については審査で採決をしてからやるということであるのだが、政令指定都市以上についてはもう、これはなぜそこに違いがあるのかは分からないが、住んでいる人口が違う。情報量が違うから。それで国の方も政令指定都市についてはもうそれを進めるという方向で、マーケット的にデータが少ない市町村は努力義務なのかな、というのを確認したい。

それと、具体的に例を教えてくださいののだが、例えば個人情報、名前だとか生年月日だとかを出さなくても、民間が欲しい、例えばこんなデータがあるのだ、というようなものがあるとイメージが結びつきやすいと思うのだが、その辺のものがもしあれば教えてくださいののだが、よろしく願います。

総務課長：ただいまの青木委員の質疑にお答え申し上げます。

まず、先ほどの関係、多分データ加工の関係だと思うが、先ほど説明したとおり、対象となるのは今回は都道府県と政令市が義務化されている。よって市町村については努力義務になっている。データ加工について、当方としては先ほどお話ししたとおり、まずは個人情報の保護の観点重視して今後研究・検討したいということをお願いしたが、実際その需要、先ほどお話があったマーケット量が少ないというのは多分現実としては合ってるかと思う。ただ、今後どのくらいの需要があるかというのは、ある程度そういったことを見極めた上で改正をしていきたいと考えている。

民間が欲しいそのデータをどのように捉えるかということであるが、この法律の規定については、自治体が行う場合については民間側にまずどういった形で利用できるかというその提案募集をかけるような制度設計になっている。よって、まず最初から当方が各民間にどうですか、ということをするのではなく、実際に必要であれば民間側等から提案をさせ、その審査をし、どういった情報、例えばセンシティブな情報等が当然出てくるので、そういった情報をまず出すことはないの、どの程度加工できるかということも踏まえて、ただ加工する場合については今回は規定がないが、手数料を取る場合は民間側からその加工料等の手数料を条例で定めて取るので、そういった一連の流れがあるので、まだそこに入るには時間が大分かかるものであり、準備も必要であるので、もし実施するのであればそのような流れになるかと思う。

以上である。

青木委員：説明、感謝する

まだちょっとピンと来ないのであるが、例えば市町村は良い。都道府県なり政令指定都市はもうそれはやっついこうということだろう。その中で、こういうデータが欲しいと、例えば群馬県に申請を民間が出したとして、そのときにその内容ならばということで審査会にかけ、良いだろうということで、出すときには、県ということは市町村のデータも皆入るということはないのか、ということと、例えばAという企業に出したと、それでAという企業がその活用をしたのだが、逆にそれをBという企業に回すという危険性がないのかなど。その辺の個人情報保護という、多分それは駄目だというふうになるのだろうが、それをただ単に紳士協定で信頼して渡すのかどうかとか、ちょっとその辺がまだまだ不明確なので、ちょっと教えてくださいののだが、よろしく願います。

総務課長：再質疑にお答え申し上げます。

まず、保有している情報の関係であるが、あくまでも機関ごとに個人情報を有しているのが大前提であるので、例えば市の情報を又貸して県に渡すとかは、

個人情報であるのでその辺については十分な配慮をした上でそういったことがないように対応するかと思う。ただ、これはあくまで今後の話であるので、当方ではまだその具体的な手順を踏んでいないが、原則はそのような形になるかと思われる。

よって、民間業者に加工データを渡し、例えばA社からB社に移るということは、勝手にそのようなことがあることはまずあり得ないと思うので、もし仮にあるのだとすれば、ないように、あるいは当然契約締結をするので、そういった中で厳重に保護していくような形になるかと思う。まだ想定の話であるが、法律の趣旨はそういったような流れになるかと思う。

以上である。

委員長：ほかに。

金子委員。

金子委員：再度お願いする。

今のご質疑にも関連するが、民間への情報提供という、すぐ営利目的の民間というのを想定してしまうのだが、2,000個問題の中で必ず出てくるのが、東日本大震災のときの情報提供、情報共有である。災害時の情報共有。

我が沼田市においても、要避難援護者の名簿を各区長さんに渡してくれとお願いをして、個人情報保護の観点からかなり時間がかかったのであるが、今はもう大分進んでいると伺っているが、そういったものが今回の条例改正で民間、NPO法人を始め、そういった団体へも要避難援護者の名簿がスムーズに共有できるというようなことになるという理解をしてよろしいか。

総務課長：金子委員の質疑にお答え申し上げます。

民間への情報提供の関係であるが、具体的には災害時に起きたときの名簿のやりとりになるかと思う。

今回、想定しているそのデータを、例えば民間の方にお渡しするというその考え方であるが、具体的には金子委員がおっしゃった災害時の名簿については、これは災害対策基本法の中で、平常時についてはおそらく自治体で条例を定めて提供するような規定になっているので、その関係性と、今回当方で条例制定するその条例と、どのような関係があるかというところで、現在自治体がそういったところの観点も、今回の改正の中である程度組み込まれるのではないかと予想はしていたのだが、今後とりあえずこれを検討する中においては、まだ正式な見解は、少しずつ情報は降りてきているのだが、例えばその災害対策基本法の名簿の出し入れを、今回制定する条例の中の審査会の要件の中に意見を聞くというような規定を入れるというのも一つの手法にはなるかと思う。ただ、それを今回国の外局の個人情報保護の委員会の方がそれを概ね認めるかどうかというところで、そこは今話題にはなっているところだと思う。

ただ、そういったことについて一番良いのは、別の条例を立て、例えば中之条町みたいに実際災害の部分で条例制定しているところもあるので、そういう制定をした上で出せるという根拠があるのであれば、そちらの方は明確な流れになるかと思うのだが、今回はデータ加工の中で災害の名簿を受け入れるとか、そういうような流れの使い方は、おそらく実際に加工して全ての名簿のデータをお渡しするわけではないので、それだけでは多分情報を受け取った側は分からないと思う。

災害の部分については、災害基本対策法の中での条例制定で持っていくような形になるのかと。ただ、これは別の部局の検討になるので、何とも申し上げられ

ない。

考え方の整理は、そのような形になるかと思う。

以上である。

金子委員：個人情報保護とデータの流通、情報提供、これがやはりどこでその線引きをするかというのが難しいところであり、今回のこの問題だと思っているのだが、その中でやはり、東日本大震災のときには2自治体しか情報提供を受けられなかったとか、そういう記事も見た覚えがあるので、そういったときの情報提供が営利目的での民間への情報提供よりも優先されるべきだと思うし、そここのところの災害対策の方の法律とか条例とのやりとりはあると思うのだが、そここのところをきちっと整理していただきたいと思うのだが、いかがか。

総務課長：再質疑にお答え申し上げます。

その災害時の組立ての関係であるが、避難行動要支援者名簿、この辺の取扱いは庁内の担当部局の方でも多分検討しているかと思う。詳細は私の方では把握していないが、そういったことを踏まえて東日本大震災、当市でいつ起こるか分からない災害についての対応としては、少しその辺は早急に考えていかなければならない課題だと思うので、担当部局の方にはそういった意見があったということをお伝えさせていただく。

金子委員：結構である。

委員長：ほかに。

(挙手者なし)

委員長：それでは、質疑を終了してよろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは質疑を終了し、本委員会に付託された議案について、皆さんのご意見、可決か否決かを含めてご意見を伺っていきたいと思う。

まず、議案第79号 沼田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、山宮副委員長から伺いたいと思う。

副委員長。

副委員長：可決で良いと思う。

委員長：金子委員。

金子委員：可決でお願いします。

委員長：青木委員。

青木委員：可決で。

委員長：戸部委員。

戸部委員：可決でお願いします。

委員長：小野塚委員。

小野塚委員：可決である。

委員長：星野委員。

星野委員：可決でお願いします。

委員長：それでは、議案第79号 沼田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、全会一致で可決すべきものと決したいと思うが、よろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、次に、議案第80号 沼田市個人情報保護審査会条例の制定について、皆さんのご意見をお伺いしたいと思う。

山宮副委員長。

副委員長：可決でお願いします。

委員長：金子委員。

金子委員：可決でお願いします。

委員長：青木委員。

青木委員：可決でお願いします。

委員長：戸部委員。

戸部委員：可決でお願いします。

委員長：小野塚委員。

小野塚委員：可決でお願いします。

委員長：星野委員。

星野委員：可決でお願いします。

委員長：それでは、議案第80号 沼田市個人情報保護審査会条例の制定については、全会一致で可決すべきものと決したいと思うが、よろしいか。

（「はい」の声あり）

委員長：それでは、先ほど委員の皆様からいただいた質疑や意見を集約し、委員長報告としたいと思う。事務局に委員長報告案を作成させ、後ほどご確認いただきたいと思う。よろしくお願いします。

それでは休憩に入りたいと思う。

（休憩）

イ 総務部・会計局・監査委員事務局の所管・調査事項報告

①企画政策課

委員長：それでは、引き続き会議を始める。

それでは、総務部の所管事項に入りたいと思う。

最初に、企画政策課長、お願いします。

企画政策課長：それでは、企画政策課の所管事項について報告をさせていただきます。

1の、沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しの検討についてであるが、先月開催の総務文教常任委員会において、令和3年までの数字を見ると、大変目標は厳しい状況にあると思うので、目標達成をするためにどういうアクションを考えられているのか、見直すべきだと。それでそれについてどのように考えているか、とのことであった。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略については、令和2年度、2020年度から、令和6年度、2024年度までの5年間を計画期間として策定されている。

人口ビジョン編と総合戦略編の2部から構成され、人口ビジョン編については将来人口の推計及び人口の将来展望から構成されている。人口の将来展望として、令和22年、2040年に人口規模40,000人、令和42年、2060年に人口規模34,000人の目標設定をしている。

総合戦略編では、1、沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、2、まち・ひと・しごと創生に向けた施策の方向性、3、基本目標と基本的方向、4 総合戦略の具体的施策、5、総合戦略の実施に向けて、について示しており、重要業績評価指標、KPIを設定し、事業実施に努めている。

令和3年までの数字を見ると、との指摘については、人口ビジョン編における目標を達成するための具体的施策の目標、2、つながりを築き、新しい人の流れをつくる、における、移住者受入れ体制の充実、関係人口の創出による多様な交

流の推進、企業の地方拠点の立地推進、の基本的方向に基づく、施策2-1、移住定住の促進、施策2-2、関係人口の創出・拡大、に関わる部分であるが、KPIが人口ビジョンの目標達成に関わる重要な指標であるのはご指摘のとおりである。

まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の将来展望に対応し、PDCAのC、チェックに係る資料をお配りさせていただいた。資料の方をご覧ください。

資料については、資料1、資料2、資料3から構成されており、資料3については総合戦略の概要についても付けさせていただいた。

結論を申し上げますと、ご指摘のとおり、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における大きな目標である人口将来展望目標値の達成は、現時点で極めて厳しい状態にある。

第1図をご覧ください。棒グラフの部分については人口増加を示している。平成23年、これについては平成22年10月1日から23年9月末日までの集計であるが、年間542人が減少した。表の一番左のマイナス542というところである。その後、人口減少のピークは令和2年のマイナス808人である。令和3年はマイナス618人と減少数が少なくなっている。令和3年、つまり令和2年10月1日から令和3年9月末日には、転入者数1,200人で、目標2、つながり築き、新しい人の流れをつくる、におけるKPI、転入者数の目標よりも91人達していない。

一方、転出者数については1,328人で、同KPI目標より260人少なくなっており、目標を達成している。

なお、出生数は減少しており、合計特殊出生率についても目標から大きく乖離しつつある。

自然増加を見ていただくと、平成23年にマイナス309人であったが、令和3年にはマイナス490人と減少傾向が強くなっている。

一方、社会増加については、平成23年にマイナス233人、令和2年にかけて減少傾向が強くなり、マイナス365人となったものが、令和3年にはマイナス128人と減少傾向が弱くなっている。

社会増加の内訳を見ていただく。第2図をご覧ください。人口の増加については、出生・死亡という自然動態と転入・転出というものを中心とした社会動態がある。丸のマークが付いているものが転入、三角のマークが転出となっている。令和3年であるが、県内からの転入は減少傾向にあるが、県内や県外、その他への転出が少なくなっており、県外からの転入についても増加しており、結果的に社会増加の減少傾向は弱くなっている。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略であるが、計画期間は令和2年度から令和6年度までとなっている。当該計画においては、基本目標と基本的方向、総合戦略の具体的施策として、取組内容とアクションプログラム、KPIを示している。具体的な実施レベルであるアクションプログラムの内容については、逐次PDCAサイクルを意識した事業展開を担当各課で行っている。

それでは、第3図をご覧ください。三角形のピラミッド型のものである。目標達成のための階層をご覧ください。これは、一般的な目標達成のための階層を示したものである。目標に対し、目標を達成するためのシナリオは、戦略。戦略を実現するためのプロジェクトが、作戦。具体的な施策・事業、アクションプランともタスクとも言われるものが、戦術である。

なお、当該見直しの部分で話をされている、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略は、戦略とはあるが、作戦レベルであるアクションプログラムの名称にまで言及をしている。

目的達成のための目標である、人口ビジョンにおける長期的展望の達成について、大変厳しい目標であるが、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略については、戦略及び作戦レベルでの方向性を示したものであり、当該戦略の見直しの検討について、重要業績評価指標、KPIによってフィードバックに対し、戦術レベルでの見直しがまず必要であると考えている。

企画政策課からの説明については、以上である。

委員長：報告があった。質疑を受けたいと思う。

青木委員。

青木委員：ご報告、感謝する。

今の見通しでいくと、大変厳しいということなのだが、前回もお話をさせていただいたが、自治体と民間では違うので、単純に同じ感覚では言えないのだが、あの後、担当部長がいらしたのでお話をさせていただいた。企画政策課だけで完結することではないと思うが、市全体に影響することであり、また来年度の予算編成される中で、この辺を加味しながら予算編成もより人口を増やすための施策をされるのだと思うのだが、その中で、第2次ということで、県の方もPDCAを作ってやりなさいと。第1弾の時とは違う、より具体的な、この中で言うと、目標を達成するために戦略を立て、戦略を達成するために作戦・戦術をやる、ということなのであるが、とにかく人口減少というのは沼田に限らず日本全体の最重要課題であるが、一番良いのは子供がどんどん生まれればそれはどんどん改善されるのだと思うのだが、現状ではなかなかそういう状況ではないので、来年子ども庁などもできるわけであるが、その中でどうしても減少しているトレンドは変わらない。変わらないと思う。ただ、この対策をやることによって、仮に減少がマイナス100だったものがマイナス50に抑えられるとか、それがないとやはり進めていく価値が無いのではないかと思う。そうであれば、ある程度今の推移はこの表を見れば分かるのだが、通常だとかいう推移なのだが、こういった市としての対策を打つことによってそれが改善される、というものにしていかないといけないのではないかなと思うのである。

今回、一般質問をさせていただいたのであるが、移住新時代への本格参入ということで、実際にオールぐんま移住フェアという、有楽町でやっていたのであるが、これに行くと、一般質問では言わなかったが、ふるさと回帰センターの副事務局長が言っていたが、今、佐渡島に500人移住しているということであった。びっくりしたのだが、すごい活気があって。

大丈夫か。

委員長：なるべくまとめてお願いします。

青木委員：申し訳ない。

ぐんまフェアだったので、各群馬の自治体が出ていたのであるが、すごいお客さんがたくさんいて、活況を呈していた。私はこんなに移住しようと思っている人がいるのかな、と。それで行ってみて驚いた。

その中で、一番うまくいっている自治体はどこなのかと訪ねると、中之条町、ということであった。そこにカリスマ移住コンシェルジュの方がいて、その方を皆さんご存知で、沼田市の方も当然ご存知なのであるが、いろいろとお話を聞く中で、他の自治体のものもいただいたのであるが、沼田というのはすごい良い環

境である。よって、沼田市が本気を出したら怖いと言われる自治体が多い。だから、いかに本気を出すことによって、減少トレンドがいくらかでも緩やかになるのではないかなと思ひ、その辺について、是非令和5年度のいろいろな施策に入れていくべきではないかな、と思っているのだが、いかがか。

企画政策課長：ただいまの青木委員のご質疑にお答え申し上げます。

今の質疑については、令和5年度の人口を増やすための方向性ということで捉えさせていただくが、PDCAに基づく事業展開については、各担当課で随時見直しをして事業実施をしているところではあるが、企画政策課としては、やはりこれまでの企画政策課の施策という部分で、沼田市のシビックプライドであるとか、シティブランディングであるとか、一つはイメージ、当然人口増加のためには所得の向上や雇用の促進、それから教育であるとか、子育ての支援ということもあるが、非常に大きいのは、やはり全国の有名な自治体に人が集まっているというところについては、非常にイメージも良く、また住んでいる方がそれぞれの土地のプライドを持っているように思う。

よって、沼田市企画政策課としては、全体の政策実施についても計画の促進についても考えているが、企画政策課としては、沼田市のイメージが良くなること、沼田市については不祥事もあったが、あのようなことが非常に影響する。あるいは市民のインフルエンサーが全国、世界に向けて沼田市のイメージが悪くなるような書き込みをすとか、そういったことが非常に足を引っ張ることになるので、市民も、また我々市の行政の部局についても、沼田市のイメージが良くなり、さらに誇りを持って沼田で生活ができるというような部分について、できるだけそういう気運を醸成していきたいというふうに考えているところである。

委員長：青木委員、質疑はなるべく簡明にお願いします。

青木委員：はい。

インフルエンサーが沼田市に対して、何かマイナスイメージのような話があったというようなことについて確認したいのと、あとは、多分沼田市では皆さんが誇りを持っていると思う。多分。他の県は分からないが、群馬県の中の、歴史だとか文化だとかを考えても、皆さんが誇りを持っていて、実際他の自治体の移住コンシェルジュの方が言われているのは、学校、街並みもそうであるが、街並みも綺麗に整備されている。その中で、学校、特に病院関係の充実というのは、当方の自治体に比べたら比較にならないと。で、そういう移住を考えている方が自分の自治体に来たときに、そういった条件であれば、ぜひ沼田市に移住を検討した方が良い、という話をされるらしいのだ。そうであるから、今回一般質問をしたが、当市のコンシェルジュはボランティアのレベル、他はボランティアの域を越えて積極的に移住を働きかけているのである。その中で、今回商工会議所さんの方でも、市街地の衰退が激しいので、サテライトオフィスを作ってくれという話もあったし、同僚議員もそういうふうにしたら良いのではないかという話もされていたが、例えば中之条は芸術に対する移住者を求めている、沼田もITだとかデジタルだとか、今のeスポーツだとか、そういうような形でこれから将来性がある分野の移住者を中心に差別化して求めるというようなことを考えるべきではないかなと思うのだが、その辺についていかがであるか。

企画政策課長：ただいまの青木委員の再質疑にお答え申し上げます。

まず初めのインフルエンサーの部分については、悪い噂というのは非常に多く広がると言われている。そういった意味では、インフルエンサーの皆さんが良い噂というか、根拠のある事実として沼田の良さを広めていただければ、またイン

フルエンサーだけではなく、住民の方も書き込みをしているかと思う。むしろ、インフルエンサーの方は広げる部分が非常に大きいと思うが、住民の書き込みについてもやはり前向きで、夢が持てるような書き込みであつたら良いのではないかなと思う。

2点目であるが、沼田について、eスポーツ等の特色ある政策ということであるが、その部分については非常に良いことだと思うので、そこも含めて参考にさせていただきたいというふうに考えている。

青木委員：3回目ということでこれが最後であるが、この表を見るとどうしても下降傾向にあるのだが、そうであれば結果的に、これで終わってみたら全く目標にはいかなかったというふうになることが容易に想像できるのだが、そうであれば、その対策を打たなかった場合と対策を打ったことによってここまで改善されたという、2つのデータにして今後進めて欲しいなと思うのだが、いかがか。

企画政策課長：ただいまの青木委員のご質疑にお答え申し上げます。

対策を打った場合と打たなかった場合、実際に検証としては、現実的な将来の一時点の事象しか見えないので、その2つを提示してというのも非常に難しいかと思うし、またシミュレーションするという部分についても、非常に難しいというふうに考えている。

実際に、令和3年度については、転出者が減少し県外から転入者が増えている部分もある。では、ここをどういうふうに見るかという部分についても、今後検証する必要もあると思うが、実際に何が原因という部分についての検証については、かなり難しいかなというふうには考えている。

以上である。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：大変努力されていることがよく分かった。

私は、根本から考えが違う。これは市をして、ではなく、国をしてである。地方創生は、私は失敗だと思っている。なぜかと言うと、人口を増やそうというのが地方創生の目的である。いろいろ見てみると、原点を見てみると。

今の考えは、東京や福岡、名古屋とかへの一極集中、そういう多いところの人口を分散しようが、それでは増にならない。ただ分散しただけである。

やはり、市行政からも国に言った方が良いと思う。人口を増やすには何をしたら良いかと言うと、やはり教育である。国が教育で。人口が減った場合は経済がどうなるか、自然に教育の中でやっていかないとなかなか人口増にならない。なぜかと言うと、いくら子供関係の手当をやっても、実際に親とすれば、子供が2人いれば何とかなるとか、こういう先入観があるから、手当だ何だと言ってもなかなか子供は増えないと思う。

やはり国は教育で、やはり自然にこういった人口が減った場合には、国のこれがこうなる、経済がこうなる、こういうことを教育でやって、人口を増やす、これを根本にしなければ、いくら一極集中の人口が移動するだけで、一向に増えないのである。これは根本を行政から、市長を通じ、県議会を通じ、国に教育をしつかりやれと言って。

中国もインドも一目瞭然である。人口があれば国力がつく、そこには企業が生まれる、雇用が生まれる。好循環になる。ましてや土地なども、人口が減っているから地方の土地などは、山の中はただ同然である。もらい手もない時代である。こういう時代が来るので、人口が減ったときには大変なことになるので、こ

れを国の行政がきちっと教育の中でやっていくと。こういうことをしなければ、いくら頑張っても駄目だと思うのだが。地方がいろいろと頑張って、努力をして、あとは経済であるが、これはやはり国に申し訳ないから黙っているのだろうが、私はあるときに、川場で……。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

星野委員：そういうことであるから、その辺をしっかりと、行政として国に示す、これを望んでいる。いかがか。

企画政策課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答え申し上げます。

委員のおっしゃるとおり、教育については非常に重要なことだと考えている。また、国と言わず、本市として、できる限りのことをしていくという視点も大事だと思うので、今後ともご助言をいただけるとありがたいというふうに考えている。

星野委員：実際、それが根本である。地方都市に行っても駄目である。市も国等に伝えていくことが大事だと思うので、よろしく願います。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、質疑を終了する。

企画政策課について、全般的なものについてご意見、または次回の調査事項等があったら願います。

金子委員。

金子委員：今の沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略にも関係するのだが、前市長の肝煎りで、シン・ヌマタ構想、これがスタートしてまだ1年弱であると思うが、その辺、どのように進行しているか、次回報告いただければと思うのだが、いかがか。

委員長：今、金子委員からシン・ヌマタ構想について、進捗状況等の報告を求めたいということがあったが、いかがするか。

(「賛成」の声あり)

委員長：はい、それでは次回の調査事項としたいと思う。企画政策課長にはよろしく願います。

ほかに。

小野塚委員。

小野塚委員：デマンドバスのところをお願いしたいと思う。

今、区分けしてAエリア、Bエリア、Cエリアで運行しているところがあるが、Aエリアで白沢の手前まで、久屋原辺りまでしか行っていないのであるが、望郷の湯まで乗り入れるというような検討ができないか。市内で移動できないお年寄りが温泉に行きたいという声があるので、検討していただいて、来月回答いただければと思うのであるが、よろしく願います。

委員長：ちょっと聞き逃したのだが、Aエリアだったか。

小野塚委員：Aエリアである。

委員長：Aエリアが望郷の湯まで乗り入れられないか、ということでよろしいか。その限定されたものでよろしいのか。

小野塚委員：はい。

委員長：小野塚委員からそういった調査事項、質疑等があったが、調査事項としてよろしいか。

（「はい」の声あり）

委員長：そうしたら、賛成の意見もあったので、調査事項として検討をお願いしたいと思う。

ほかにあるか。

（「なし」の声あり）

委員長：はい、ないようなので、企画政策課を終了する。企画政策課長、ご苦勞さまでした。

委員長：それでは、休憩に入りたいと思うが、午後1時から再開したいと思うので、よろしく願います。

（休憩）

②利根支所

委員長：それでは再開する。利根支所長、報告をお願いします。

利根支所長：それでは、利根支所の所管事項について報告させていただきます。

資料は別冊、利根支所庁舎資料No.3になる。

内容は、前回に引き続き、庁舎解体工事の進捗状況と新庁舎計画についてとなる。資料1をご覧いただきたい。①の利根支所庁舎解体工事についてである。

ア 解体工事の進捗状況であるが、11月末現在で約44%である。予定より若干先へ進んでいる。

次に、イの解体工事概要についてであるが、11月は主に床材や配管の断熱材撤去、ガラスの撤去が行われ、これらは16日に完了した。17日は朝から内装類撤去完了確認を行い、午後から駆体の解体が本格的に始まった。

次に、資料2をご覧いただきたい。解体工事の工程表になる。

11月中旬からは、駆体の解体が主な工事内容となっている。

次に、資料3をご覧いただきたい。11月の解体工事状況になる。

写真の1ページ目であるが、配管類の断熱材を撤去した写真になる。

2ページをご覧いただきさい。11月16日にはガラスも含め、内装類の撤去が完了し、翌17日朝から完了立合を行っている様子となる。

続けて3ページをご覧いただきたい。11月17日、午後から駆体の取壊しが始まった。その状況となる。

4ページをご覧いただきたい。こちらも解体状況であるが、下の写真はさらに大きなオレンジ色の重機が搬入された。重機で埋まっているような状況になる。

5ページをご覧いただきたい。この上の写真であるが、大型重機に取り付ける解体用のハサミになるが、大型トレーラーで運ばれ、写真に人が写っているが、比べると大きなものであることが感じられると思う。中程の写真と下の写真は、11月27日現在のものになるが、解体と同時にコンクリートを砕き、金属類との仕分け作業が進められていた。

最後であるが、新庁舎の計画案ができたので、本日、委員の皆様に見ていただきたいと思う。図面の方が遠い委員の方は見づらいかもしれないが、ご用意させていただいたので、進行させていただきます。

まず、新庁舎計画案であるが、新庁舎計画は、前年度の区長さんに意見をたく

さんいただいている。できるだけ意見を反映するような形で計画をした。

新たな庁舎の部屋の配置から説明する。左側の図面になる。

庁舎は平屋で計画している。前にもお話はさせていただいたが、床面積は約630㎡ということで計画している。図面向かって上側が北になる。

庁舎の出入口であるが、左斜め上のところ、この斜めのところが出入口になる。

各部屋の配置であるが、こちらに関しては、入口を入り、左側に事務室、左斜め前方には図書室が目に入るように、ちょっと変則的な形であるが、図書室の方を計画した。入口を入り、右側には会議室1、2となっているが、1つの区画になるような形で真ん中が仕切れるようにしている。この部屋であるが、概ね70名が入れるような形で計画をしている。この部屋は、市民の利活用のほか、選挙の期日前投票や税金の申告会場としても利用する予定でいる。

このほか、防災機能にも考慮し、備蓄品等を管理する防災倉庫、図面の右上が防災倉庫であるが、これを計画している。

各地区コミュニティセンターにも配置しているが、調理などができる実習室、調理室であるが、それと研修室などもほかの地区コミュニティセンターと同様な形で配置することで計画をしている。

会議室や実習室などは、貸館としても活用予定で、夜間・休日も貸し出すことで考えている。

部屋の配置は以上であるが、次に庁舎位置について説明したいと思う。右側の図面になる。

庁舎の敷地であるが、崖地であることから建築制限等を考慮し、敷地隣接の低い位置、これは道路からであるが、安全とされる安測角30度の線に重ならない位置にするため、できるだけ、図面であると右側、東側の方に配置している。よく見えないかもしれないが、薄い点線があるのだが、こちらが既存の庁舎の元の配置位置になる。

今、開いた図面が立面図となる。この説明をさせていただきたいと思う。

この立面図であるが、東西南北の各方向から見たものを描いている。建物中央付近の屋根には、明かり取りの窓を配置している。ちょうど段差があるところであるが、明かり取りの窓を配置するような形で考えている。積雪も多いということで、庇の方であるが、庇は長めにしてある。

新庁舎計画は環境にも配慮し、太陽光など自然エネルギーを活用する検討の方もやっている。この新庁舎計画案であるが、前後して大変申し訳ないが、12月2日に開催した区長会利根支部の会議で意見交換を含め説明し、ご了解の方はいただいている。

なお、利根町の皆さんに対する説明や意見交換であるが、来年2月くらいには説明の方を準備していきたいということで考えている。

利根支所からは以上となる。よろしく願います。

委員長：支所長、ご丁寧なご報告に感謝する。

それでは、報告に対して質疑を受けたいと思う。

青木委員。

青木委員：分かりやすい説明に感謝する。

このゾーニングというか、この配置というのは、どこかの設計事務所に出されたのか。

それが1つと、今、東京都などは、なるべくソーラーを付けようという話があるが、これを見ると屋根で東側に傾斜があるので、場合によってはここにソーラー

を付けねばなるべく環境に優しい施設になるのかなと思うのであるが、その辺の計画があるかを教えていただきたい。よろしく願います。

利根支所長：まず、配置、設計であるが、部屋の関係ということでよろしいかと思うのだが、部屋の関係については区長さんの方から、最低このくらいは入れる形で考えて欲しいということをおっしゃっており、あとは税金の申告の方も最大で約25名から30名が来ることを想定している。そうすると、当然申告する部屋の場所であるとか、余っている部屋のことであるとか、その辺も考慮し、あとは実習室であるとか事務室の関係、これは人数が根拠になってくるのだが、その辺を現在の支所の体制を考慮しながら、各地区のコミュニティの現在の事情等も考慮しながら、ここだけ特別という訳にはいかない。ここが特に大きく違うのは平屋で計画しているということで、高齢者にも優しい施設ということで、今回多目的トイレなども入口を入ってすぐにご用意してもらったりということで、部屋の方を配置している。基本ベースは、支所で今運用している現在の状況を考慮しながら、建築住宅課の方にそれらの意見を繋ぎ、最終的にはレイアウトを設計士さんの方で、こういう目線で動いた方が使いやすいだろうということを考慮して、この状態の絵の形になっている。

次に、屋根にソーラーということだったが、やはり雪が相当降るということもあり、管理上の問題が出てくるということで、現在確定ではないが、こちらの右の図面でちょうど左下の部分がL字になっているところが相当な崖地になっているということであり、こちらが崖地の方を有効活用するのはなかなか危険を伴うということであるとか、また沈下の恐れもあるということで、庁舎に近い位置である程度自然エネルギー的なものを考えていきたい。あとはお金をかければいくらかでもいろいろなことができるのだが、その辺は設計の方も、現在の仕様書であると、3億円以内で全体の外構も含めた形で仕上げていきたいということで今準備を進めているので、それは全体の様子を見て今後判断していきたいと思う。

また、地元の意見もこれから聞いていく段階なので、その辺も踏まえながら、また最終的に決まったところでご報告の方は年度末になってしまうと思うが、準備したいと思う。

以上である。

委員長：ほかに。

山宮副委員長。

副委員長：解体工事の関係であるが、ほぼほぼ解体が終わっている状況かと思うが、地域の方から、言わなくて良いとも言われたのだが、振動がかなりあって、自宅まで揺れるという話もいただいていたので、その辺ちょっと現場の方に確認していただいて、もちろん萬屋さんと小島設計さんのJVなのでちゃんとしていると思うのだが、振動計の設置であるとか、騒音計の設置がしてあって、そこに関して通常であるとある程度の振動が出ると、ちょっと工事を止めるというようなシステムになっているのであるが、その辺をちょっと確認していただいて。多分、建物もほぼほぼ解体になっていると思うので、今後ちょっと気を遣っていただければということで、業者に伝えていただければありがたい。

利根支所長：解体の振動ということであるが、解体に伴って振動が出ることは想定されていたので、まず外構の既設構造物の関係、これも5m以上あるので、動き始めたら大変だということで、大型重機も上に乗っている、そちらの方を考慮するというので、抽出して現地にマーキングをしている。それと、隣接の住宅、この図面の右上の大島屋さんであるとか、旅館さんが写っているが、こちらにつ

いても一軒一軒全ての部屋の内装関係は全部確認をし、写真に収めている。それについては定期的に確認をし、支障があったときはすぐに対応するという事で打合せを進め、工事が始まる前段からの調査を含め、完了まで一応監視するという事で対応の方はしている。

以上である。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：ちょっと支所長に確認であるが、この図面の扱いであるが、これは紙ベースでは提出されていないが、その辺の理由というか、例えばの話であるが、これも公表して良いということであれば、委員各位において写真でも撮らせてもらって、資料にさせてもらうということもあると思うのだが、この取扱いについてはいかがしたらよろしいか。

利根支所長：今の図面の取扱いということで、このように用意させていただいた経過であるが、地元説明会をまだ現在していないような状況もあり、一人歩きしても心配だということで、内部でも関係組織の方の打合せの方をさせてもらったのだが、住民周知の方ができてから、また他に意見ができて変更が生じても困るので、あくまでも今回は大きな図面で確認をしていただいて、もしご意見やご指示等があればいただいた中で今後考慮していくということで、写真等の撮影はできれば控えていただくとありがたいと思っている。年度末をもって確定という形で準備を進めたいと思うので、よろしく願います。

委員長：そうすれば、事前の情報提供ということで取扱いについてはそのようにお願いしたいということだが、よろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：ある程度の提案がなされたということについては問題ないと思うのだが、詳細については取扱注意ということになると思うので、願います。

それでは、利根支所について、調査課題なりご意見があったら願います。

青木委員。

青木委員：12月の議会の一般質問で、吹割の滝の活性化の中の、市有地の整備についてというのが、当初教育長の管轄ということであったのだが、これは利根支所の管轄なので、ということで、その時は利根支所の方に話が行ったと思うのであるが、一般質問をさせていただいたときに、教育部の方であれば教育部の方で良いのだが、平成29年の本会議議事録の中に、この頃教育長が大竹さんという方なのであるが、29年の段階であるが、今後予定している第二次保存管理計画の策定協議の中で、文化庁や群馬県教育委員会の指導を受けながら、吹割の滝の景観の保全を視野に関係機関と連携をするとともに、ということで、検討していく、という話なのだが、今回の一般質問で第三次保存管理計画はどうなっているのかという話をしたと思うのだが、まだ今の段階で第二次で第三次にはまだ行っていないという話であった。この第三次保存管理計画がどうなっているのかというのを次のテーマにしたいのだが、これが利根支所なのか、教育部なのか、そこだけ確認したい。利根支所であれば利根支所にお願いしたいのだが。

総務部長：休憩願う。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

先ほどの青木委員の調査事項の提案は、利根支所の所管ではないということであるので。

委員長：ほかに。

（「なし」の声あり）

よろしいか。

それでは利根支所を終了する。利根支所長、ご苦労様でした。

（利根支所長退席）

委員長：それでは事務局より次の委員会の日程確認をお願いしたいと思う。

事務局：それでは、次回委員会について申し上げます。

次回の委員会については、事務局案として、1月10日火曜日、休み明けであるが、午後1時半より、こちら第2委員会室にて開催ということでご提案申し上げます。

なお、1月の委員会については、教育部から総務部の順ということでお願いいたしたいと思う。

以上である。

委員長：よろしいか

（「はい」の声あり）

委員長：それでは、日程については事務局提案のとおり行いたいと思う。

それでは、総務部全般の所管についてご意見、または次回の調査事項等があったらお願いします。

小野塚委員。

小野塚委員：申し訳ない、先ほど自分の方でデマンドバスのところを調査事項としてお願いしたのだが、デマンドバスのピンポイントで言ってしまったが、現状の課題と今後の進め方についてということで、来月ご報告いただければと思うのだが。

ちょっと細かく言い過ぎたので、少し大きいところで質問させていただきたいと。変更でお願いします。

委員長：要するに、デマンドバスの現状と今後か。

小野塚委員：はい。課題と今後の展開ということで。

委員長：A地域から望郷の湯へと、具体的なことではなく。

小野塚委員：今回は、まだそれは良い。

委員長：了解した。

先ほどのデマンドバスの件については、デマンドバスの現状と課題についてということで変更していただきたいということであるが、よろしいか。

（「はい」の声あり）

委員長：それでは、そのようにデマンドバスについては変更させていただく。

ほかに総務部所管について、何かあるか。

（「ありません」の声あり）

委員長：それでは、総務部を終了する。総務部長、総務課長、ご苦労様でした。

（総務部長、総務課長退席、教育部に入替）

ウ 教育部の所管・調査事項報告

①学校教育課

委員長：それでは再開する。

教育部所管事項に移る。まず、学校教育課長、願います。

学校教育課長：学校教育課の調査事項について報告する。資料1ページをご覧ください。

まず、調査事項1、沼田小学校における事故のその後の経過について（継続）についてであるが、口頭で1点、児童の様子についてご報告する。

退院後の児童の様子についてであるが、11月13日曜日に沼田ふびす講が行われ、沼田小学校のマーチングの演奏が行われた。児童はその発表にも参加することができた。

通院はまだ継続しているが、朝から登校して学習できる日が増えてきている。

次に、2の今年の小中学校の運動会・遠足・修学旅行の実施状況についてということで、2ページをご覧くださいと思う。資料1である。

令和4年度、学校行事（修学旅行・運動会）にまとめたものをご覧ください。

今年度は、運動会や遠足、修学旅行などの学校行事は、各校とも感染防止対策を講じて実施している。

運動会は、この表にあるように、9月から10月にかけて市内全小中学校で全て実施した。

修学旅行については、中学校は6月中旬に2泊3日で実施し、既に終了した。小学校は、3月に延期した沼田小学校以外は9月下旬から10月中旬に1泊2日で実施し、既に終了した。

他の行事、各学年の遠足・旅行についても感染対策を講じて実施し、ほぼ終了している。

次に、調査事項の3、また1ページをご覧くださいと思う。

沼高・沼女の統合についての情報提供を求める、についてであるが、1ページにお示ししたとおり、第1回沼田・利根地区新高校開設準備に関する意見交換会が7月11日月曜日、午後6時から利根沼田振興局で開催された。

会議の内容は、沼田・利根地区新高校開設に係る県教委の準備状況等について、地区代表者に説明し、意見を交換するものであった。参加者は、地区代表者と県教委関係者の約50人が参加し開催された。

こちらの開催を受けて、報道発表であった、沼田・利根地区新高校の概要が7月22日に公表されたことになる。

学校教育課の報告は以上である。

委員長：ご報告感謝する。

それでは、質疑に入る。

3項目あるので、それぞれ受けていきたいと思う。

まず、沼田小学校における事故のその後の経過について報告があったが、質疑を受けたいと思う。

金子委員。

金子委員：事故を起こした教諭が書類送検を受けたという電話連絡をいただいたのであるが、書類送付されてその後どうなっているかを伺いたいと思う。

学校教育課長：ただいまの金子委員の質疑にお答え申し上げます。

書類送検された教員の情報については、警察からの情報もこちらの方もないので、ここでご報告できることはないということで。書類送検されたという段階ま

でしか、こちらの方では分からないのであるが。

よろしく願います。

金子委員：依然として教育事務所であったか、研修中ということによろしいのか。

学校教育課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

職員研修ということで、研究所の方で研修をしている。

以上である。

金子委員：3回目なので、申し上げます。

あれだけの事故を起こして、書類送検をされて、それでその後警察から連絡が何もないので、そのまま研修を続けている。給料をもらっている。それを市民が受け入れると思っていらっしゃるか。

本人が、既に辞表を出すべきではないかという話も出ているが、厳正なる対処というものを、やはり市教育委員会として執るべきではないかと思うが、その点をお伺いしたいと思う。

学校教育課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

県費負担教職員の任命権者が群馬県教育委員会であるということから、処分等については警察の捜査等の状況を鑑みて県教委がするものとなっている。よって、そのような処分についても県教委の方で適正に勘案しながら処分するというものと思われるので、こちらの教育委員会とすると、その状況を注視していくという段階である。

以上である。

委員長：ほかに、小学校の事故のその後の経過について質疑はあるか。

(挙手者なし)

ないようなので、2の今年の小中学校の運動会、遠足、修学旅行の実施状況について報告があったので、質疑を受けたいと思う。

どなたかあるか。

星野委員。

星野委員：報告で、修学旅行も運動会も無事に済んだということで、本当に私は良かったと思う。感謝する。事故もなかったということで。

これは我々もそうであるが、思い出というのはやはり、小中学校の思い出は運動会と旅行なので、本当に努力いただき感謝する。

答弁は結構である。

委員長：私から1点だけ伺いたいのだが、今星野委員がおっしゃったように、修学旅行、運動会ができて本当に良かったと思うのであるが、これをやった直後にコロナウイルスの感染が拡大したというような、因果関係みたいなことが見受けられたかどうか、それをちょっと報告願いたい。分かればのことであるが。

学校教育課長：ただいまの委員長のご質疑にお答えする。

旅行が無事に終わった後の、コロナ感染の状況については、特に情報はいただいている。

以上である。

委員長：ほかに2の事項についてあるか。

(「ありません」の声あり)

委員長：それでは、3の沼高沼女の統合についての情報提供を求める、について報告があったが、質疑を受ける。

金子委員。

金子委員：公表されたのが、7月22日だったか。ちょっとどのような形で公表された

のか。この会議が行われたことは報告されたのだが、この会議の内容までは、公表されたからもう報告しないという形なのか。ここに、その公表された資料でも添付していただいた方が私は良かったなと思うのであるが。

7月に会議が行われたきり、というのも、そのようなことで良いのか、あと2年しかないよ、という思いがあるのだが、県がそうだから仕方がない、と言われればそうなのだろうが、実際に中学3年生、今受験を迎えている父兄の方から何件も相談を受ける。沼高を受験しても大丈夫か、沼女に行っても大丈夫か、2年先に校舎がちゃんとできるのか、それまでに仮校舎に行くのがかわいそうだから沼女へ受験させた方が良いか、高高、前高を受験させた方が良いかなど、そういう相談を結構受けるのである。

だから、情報を公開してくれ、と言っているのだ。これでは会議があった、というだけではないか。

もう一度願います。

学校教育課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

県教委に問い合わせたところ、公開できる内容が、この7月22日のところまでということで、こちらの方がホームページも公開されているということなのであるが、基本的には男女共学の普通科5クラス、定時制1クラス、200人の普通科と定時制の40人で240人の規模の統合した学校ができるということで、沼田高校の跡地でそこに設置され、令和7年4月からということで。移行措置に関して、この7月22日の中でもいろいろと話題にされたということの説明であるが、一括して統合をするということであるので、今年の中学3年生が受験して、高校3年生の時に一括して1つの高校になるということで、今の中学3年生が高3のとき、今の中学2年生が高2のときに一括して沼高と沼女が1つの高校になる、ということの意向だそうである。

よって、今の中1が初めて受験するときには1つの高校で受験されるということになるということなのであるが、その流れがある程度公開されており、以上が公開された内容であった。

この後、いろいろな中で、おそらく情報の中で公開ができるものがあれば、また県の方からも情報の公開があるのだと思うのだが、私がこちらの方で持っているのは以上の情報である。

以上である。

金子委員：その7月22日に公表された県のホームページをちょっと見ていなかったのので、そこに出ているというのもしらなかつた。出ているのでご覧になりたい、という連絡もなかったし。市のホームページは結構見るのだが。県のホームページまであまり見ない。コロナのところは見えていたが。

今、ご説明あったことは、もう1回聞かないと説明がなされなかつたということも、いかがなものかなと。やはりここに、報告事項として情報提供を求める、ということに対する報告事項として、会議がこの日にあった、ということだけでは、やはり、そのホームページをプリントアウトして持ってきていただいても良かったと思うが。

いずれにしろ、市長、それから教育長がこの会議に出席されているので、会議でどのような発言をされたか、そして市議会に対してどのような情報を提供していただけるかということも、もう一度確認させていただきたいのであるが。

学校教育課長：金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

参加者にあるように、いろいろな地区の代表の方々がこの会に参加され、説明

を聞いたりいろいろと意見を交換したということで、教育委員会とすると、この会議の中身のことは公表されていない部分があり、よってこの場でお答えできることが本当に公開されたものの情報まで、ということなのであるが、ご了承いただきたいと思う。よって、教育長がどう発言されたかということも分からない。

以上である。

金子委員：教育部長にお伺いする。

今受験生、あるいは2年生、進学を控える子供たちの父兄の方々は、本当に不安に思っている。その皆さんの不安をしっかりと受け止めて、市として、この沼高沼女の統合問題に関してどのようにお伝えするか、今後の方針をお聞かせいただきたい。

教育部長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

前回、調査事項の際にもご説明させていただいたかと思うのであるが、その際にちょっと休憩を取らせていただいて、こういった情報しか出せないがそれでもよろしいか、ということで、この調査事項をいただいた経過がある。

そういうことで、私どももそういったご理解をいただいたという形で報告をさせていただいているところであるので、その辺は前回の部分でもご了解いただいたところなので、そこをご理解いただければと思う。

市としての情報提供については、当然県教委が公表していない情報を市が勝手に出すことはできないので、県教委と連携しながら保護者の方々の不安が少しでも少なくなるように、丁寧な情報提供に努めてまいりたいと思っている。

よろしく願います。

委員長：ほかに質疑は。

星野委員。

星野委員：一番は、生徒である。受験生、特に3年生は受験を控えているので、この情報を学校に詳しく伝え、特に3年生には情報を提供していかないと、受験先の選択が大変だと思うので、これらを徹底していただきたい。

議会は議会で良いと思うが、一番困るのは学校の生徒である。この辺は県が発表云々ではなく、情報を求め、それで公表していくべき。これから3月にもう試験があるのだから、この点については強く教育委員会に申し込む。よろしく願います。

この点についての返答をお願いします。

学校教育課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答え申し上げます。

委員がおっしゃるように、進路指導に当たっては、学校の進路担当の先生、担任の先生ももちろんであるが、保護者の方や子供たちに丁寧に説明しているので、こういうことを踏まえて説明し、進路先を決定していくという流れになるので、そこは学校は寄り添って対応しているということでご理解いただければと思う。

以上である。

星野委員：今の点は、本当に強く認識し、この点をお願いします。

また何かあったら次の委員会等でそういった情報が入れば、教えていただきたい。願います。

委員長：ほかに。

青木委員。

青木委員：今の中学校の1年生が今度統合される学校の最初の受験生になるのだと思うのであるが、金子委員、星野委員の言うとおりで、子供たちの気持ち、父兄の気

持ちになれば、やきもきするのはもう至極当然だと思う。その中で、今度の統合が県立高校であるから、県が主体になるのは当然なのであるが、実際にその子供たちは沼田市の中学校にいるわけである。よって、これから2年生になれば三者面談をするところもあると思うが、少なくともそれまでにはある程度の様子が分からないと、進路指導もできないということになると思う。あまりにも分からなければ、近くと言え、渋高渋女に行ってしまうのだろうが、そうしたらまたそれはそれで沼田市の損失である。

だから、新しい統合校が良いスタートを切るためにも、沼田市の教育委員会として、強く県に言うべきことだと思うのである。子供たちのことを考えて。これは県のことだから市は知らない、では、多分済まない。父兄も納得しないし、子供たちもかわいそうである。

再度、そのことについて、教育部長にお尋ねする。

教育部長：ただいまのご質疑にお答え申し上げます。

基本的には県教委が決めていく内容であるので、私どもが県教委が公表する前に積極的に情報をいただいて流すというのは、なかなか難しいと思うが、委員の皆さんのご意見も承ったので、教育長にも話をし、県教委の方に早急に情報提供をしていただくような申し入れをしたいと思うので、よろしく願います。

青木委員：今現在は分からなくても、今後、例えば来年の春にはここまでの情報は開示できるとか、その辺が分かるだけでも父兄なり、子供たちが安心すると思う。だから、今は開示できなくても、今後の予定がこういうスケジュールでいく、というものを教えていただける、ということが必要なと思う。いかがか。

教育部長：スケジュール感について分かれば保護者もある程度安心できるのではないかとということで、貴重なご意見を賜ったので、そういったことも踏まえて対応できればと思っている。よろしく願います。

委員長：小野塚委員。

小野塚委員：中学校3年の子供を持つ保護者である。

おそらく今の中学3年生は大体、8割7割が自分の進路先を決めている段階になっていると思っているし、身近な声では、もう今の3年生は、おそらく今のまま並行で行く、2年生まで並行で行くけれども、先の見通しは分からない中で入っていくと思う。特に、中学校2年生、1年生、ここの女の子を持つ、沼女に進学したいと思っている家庭が一番心配を抱いているので、先ほど部長からお話があったように、県の方に情報を取りに行っていたら、今の段階でここまでしか言えない、ということだけでもアナウンスしてあげることで非常に安心するので、ぜひ沼田に子供たちが残れるように、情報発信に努めていただけるようによろしく願います。答弁は結構である。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは質疑を打ち切る。

では、学校教育課の所管について、次回の調査事項、またはご意見等があったら願います。

ないか。

(「はい」の声あり)

それでは、委員長から。

沼高沼女の統合について県の方に情報提供を求めるという話が出たので、次回の常任委員会でも3の事項については引き続き情報提供を求めるということを調

査課題としたいと思うが、どうか。

(「はい」の声あり)

委員長：はい、それでは調査課題とするので、学校教育課長、よろしく願います。
そのほかはないか。

金子委員：1番なのだが、調査事項、事故のその後の経過について、やはり県からの派遣職員なので市は、ということでは市民は納得できないと思うので、来月もう一度、その後の経過について報告を願いたいと思う。

委員長：今、金子委員の方から1の沼田小学校における事故のその後の経過についても継続的に報告を願うということであるが、よろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、1についても継続して報告を求めたいと思う。

そのほかはないか。

(「ありません」の声あり)

委員長：なければ学校教育課を終了する。学校教育課長、ご苦労様でした。

それでは、報告事項を終了したので、次回の常任委員会について事務局より日程の提案を願います。

事務局：次回委員会について申し上げます。

次回の委員会については、1月10日火曜日、午後1時30分より、こちら第2委員会室にて開催ということでお願いいたしたい。

なお、1月の委員会については、教育部から総務部の順ということでお願いいたしたい。

以上である。

委員長：日程について事務局から提案があったが、よろしいか。

(「はい」の声あり)

それでは、今回は事務局の説明のとおりである。

続いて、教育部全般について、ご意見のある方、また次回の調査事項等を求めたいと思うので、ご提案があったら挙手の上願います。

青木委員。

青木委員：所管が教育部であればということになるのだが、吹割の滝、これは天然記念物であるが、平成29年の会議録で、大竹教育長が答弁されているのであるが、第三次保存管理計画の策定に当たっての沼田市の窓口が……。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

青木委員、続けていただきたい。

青木委員：今、第三次保存管理計画が策定中かと思うのであるが、それについて次回のテーマにしていただきたいと思う。

委員長：もう一度、確認のためおっしゃっていただきたい。

青木委員：吹割の滝の第三次保存管理計画が策定中だと思うのであるが、その内容について次回のテーマにしてほしいと。どういうものなのか。

委員長：ただいま、青木委員より吹割の滝の第三次保存管理計画について、作成中であるだろうがこれについて説明願いたい、ということであるが、皆さんいかがか。支持する方は。

(「結構だと思う」の声あり)

委員長：反対意見もないようであるので、そうしたら、吹割の滝の第三次保存管理計画についてご説明を願う、これでよろしいか。

青木委員：はい。

委員長：それでは、ほかに教育全般について、調査事項またご意見等あったらお願いします。

(「ありません」の声あり)

委員長：それでは、教育部について終了する。教育部長、学校教育課長、ご苦労様でした。

(教育部長、教育総務課長、学校教育課長退席)

エ 調査事項検討等・意見交換

委員長：それでは、最後となるが、総務文教常任委員会における全体を通しての次回の調査事項について確認したいと思うので、事務局に確認をお願いします。

事務局：それでは、本日、皆様より出された事項について確認をさせていただきたいと思う。

まず、企画政策課のところ、シン・ヌマタ事業の進捗状況について、が1点あった。

それともう1点。デマンドバスの現状の課題と今後の展開について、ということでもう1点あった。

それと、教育部の方に入り、学校教育課の関係で、前回は出したもので、沼田小学校のその後の経過について、それと3番目の沼高沼女の統合についての情報提供を求める、ということで、これも継続ということで出された。

それと最後に、吹割の滝第三次保存管理計画について、ということで、これが加わったものである。

以上である。

委員長：以上、事務局から報告があったが、何か調査事項について文言が違っているとかがあったらお願いします。

(「ありません」の声あり)

委員長：よろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：金子委員が言った、シン・ヌマタは事業になっているのだったか。構想ではなかったか。シン・ヌマタ構想となっていて、事業までなっていなかったのではなかったか。その辺をちょっと確認していただき、構想段階であったら構想にしていれば良いと思う。

事務局：確認させていただきたい。

委員長：それでは、よろしいか。

(「はい」の声あり)

オ 今後の日程について

委員長：次第5、今後のスケジュールについて、事務局よりお願いします。

事務局：それでは、今後のスケジュールについて確認をさせていただきたいと思う。

次回の委員会については、先ほどお話ししたとおりである。

それと、今後であるが、19日の月曜日は定例会最終日ということで、午前1

0時にご参集をお願いする。

年が明け、1月12日木曜日、午前10時から、沼田市新春の集いということで、全議員に向けて通知の方は発せられると思うので、こちらについてもご出席をお願いしたいと思う。

16日月曜日であるが、午後4時30分、利根沼田広域圏定例議員協議会ということで、該当委員の方はご出席をお願いしたい。

19日木曜日、午後1時30分から、沼田市都市計画審議会ということで、これは委員長のみであるが、ご出席をお願いしたい。

27日金曜日、午後4時から、FM-OZEの賀詞交歓会が予定されている。全議員にご案内が届くようなので、ご出席をいただければと思う。

それと、記載していないのだが、消防団出初式、それと昔でいう成人式なのであるが、二十歳の集いというのが予定されているのであるが、コロナ禍ということもあり、縮小開催ということで、議長のみのご案内になっているので、皆様にはご案内が届かない予定である。

予定については、以上である。

委員長：それでは、スケジュールについては以上である。

(4) 閉 会 (委員長)

委員長：本日の常任委員会を閉じる。

以上